

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 事業の仕組み</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第 4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>全国農業委員会ネットワーク機構は、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより事業計画を作成する。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p><u>なお、1 の作成した事業計画は、交付申請時に添付すること。</u></p> <p>(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合、<u>1 の事業計画について</u>、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第 1 号）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>3 事業実績の<u>報告</u> （略）</p>	<p>第 1～3 （略）</p> <p>第 3 事業の仕組み</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第 4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>全国農業委員会ネットワーク機構は、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより事業計画を作成する。<u>なお、作成した事業計画は、交付申請時に添付すること。</u></p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p>(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合、<u>作成した事業計画を交付申請前に</u>農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第 1 号）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>3 事業実績<u>報告の作成</u> （略）</p>

改正後	改正前
<p>(削る。)</p> <p>第5 関係機関との連携 事業の実施に当たって、都道府県、市町村、<u>農業経営・就農支援センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第11条の11</u>に規定する<u>農業経営・就農支援センター</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>第5 関係施策との連携 <u>都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）に基づき進められる人・農地プランの作成の取組及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。</u></p> <p>第6 関係機関との連携 <u>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第14条の11</u>に規定する<u>拠点</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p> <p>第7 その他 (略)</p>

別記1 農業次世代人材投資事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業</p> <p>第1 事業の趣旨 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み 1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体 1 準備型 都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u>又は市町村 また、第6の4に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 事業計画等 1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成 (1)～(3) (略) (4) 準備型交付計画の作成</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資事業</p> <p>第1 事業の内容 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み 1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体 1 準備型 都道府県、<u>青年農業者等育成センター</u>又は市町村 また、第6の4に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 事業計画等 1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成 (1)～(3) (略) (4) 準備型交付計画の作成</p>

改正後	改正前
<p><u>農業経営・就農支援センター</u>が準備型の交付主体である場合は、<u>農業経営・就農支援センター</u>は準備型交付計画（別紙様式第 26 号）を作成し、都道府県の承認を得る。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業実績報告の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 準備型交付実績報告の作成</p> <p><u>農業経営・就農支援センター</u>が準備型の交付主体である場合は、<u>農業経営・就農支援センター</u>は、準備型交付実績報告（別紙様式第 26 号）を作成し、都道府県に報告する。</p> <p>なお、準備型交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第7 推進事業</p> <p>資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業、別記5就農準備支援事業及び新規就農者育成総合対策（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金</u>を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができ</p>	<p><u>青年農業者等育成センター</u>が準備型の交付主体である場合は、<u>青年農業者等育成センター</u>は準備型交付計画（別紙様式第 26 号）を作成し、都道府県の承認を得る。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業実績報告の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 準備型交付実績報告の作成</p> <p><u>青年農業者等育成センター</u>が準備型の交付主体である場合は、<u>青年農業者等育成センター</u>は、準備型交付実績報告（別紙様式第 26 号）を作成し、都道府県に報告する。</p> <p>なお、準備型交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>第7 推進事業</p> <p>資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業及び<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業</u>を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。</p>

改正後

る。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1・2 (略)

第8 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

改正前

1・2 (略)

第8 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

改正後	改正前
<p>別紙様式第 23 号 (略) 別紙様式第 23 号別添</p> <div data-bbox="168 363 1120 598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (略) (略)</p> <p>事業実施年度 : 令和 年度 (略)</p> </div> <p>第1～第4 (略) 第5 関係機関(都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u>、市町村等)との連携 (略) 第6 (略)</p>	<p>別紙様式第 23 号 (略) 別紙様式第 23 号別添</p> <div data-bbox="1146 363 2101 598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">農業次世代人材投資資金 (略) (略)</p> <p>事業実施年度 : 令和 <u>4</u>年度 (略)</p> </div> <p>第1～第4 (略) 第5 関係機関(都道府県、<u>青年農業者等育成センター</u>、市町村等)との連携 (略) 第6 (略)</p>
<p>別紙様式第 24 号 (略) 別紙様式第 24 号別添</p> <div data-bbox="168 954 1120 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都道府県農業次世代人材投資事業 (略) (略)</p> <p>(略) (略) 交付主体(準備型): (略) <u>センター</u>(機関名:) (略) (略)</p> </div> <p>第1 事業計画</p>	<p>別紙様式第 24 号 (略) 別紙様式第 24 号別添</p> <div data-bbox="1146 954 2101 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">都道府県農業次世代人材投資事業 (略) (略)</p> <p>(略) (略) 交付主体(準備型): (略) <u>育成センター</u>(機関名:) (略) (略)</p> </div> <p>第1 事業計画</p>

改正後

- 1 (略)
2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	(略)
(略)	
<u>センター</u>	
(略)	

- (2) (略)
3 (略)

第2～第4 (略)

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	<u>令和〇年度</u>		<u>令和〇年度</u>		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

別紙様式第25号 (略)

別紙様式第25号別添

第1 (略)

改正前

- 1 (略)
2 推進事業に関する計画(実績)

(1) 推進事業費内訳

	(略)
(略)	
<u>育成センター</u>	
(略)	

- (2) (略)
3 (略)

第2～第4 (略)

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	<u>平成〇年度</u>		<u>平成〇年度</u>		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 (略)

別紙様式第25号 (略)

別紙様式第25号別添

第1 (略)

改正後

改正前

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)

(略)

2・3 (略)

2・3 (略)

第3 (略)

第3 (略)

第4 地域サポート計画(実績)

第4 地域サポート計画(実績)

注1・2: (略)

注1・2: (略)

注3: 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金、経営開始資金等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

注3: 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)

(略)

改正後	改正前												
<p>第2 (略)</p> <p>別紙様式第 26 号 準備型交付計画 (実績報告) (〇年度〇〇県)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇<u>農業経営・就農支援センター</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第 26 号別添</p>	<p>第2 (略)</p> <p>別紙様式第 26 号 準備型交付計画 (実績報告) (〇年度〇〇県)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇<u>青年農業者等育成センター</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第 26 号別添</p>												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>農業次世代人材投資事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>農業経営・就農支援センター</u>名:</td> </tr> </table>	農業次世代人材投資事業	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>農業経営・就農支援センター</u> 名:	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>農業次世代人材投資事業</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>青年農業者等育成センター</u>名:</td> </tr> </table>	農業次世代人材投資事業	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>青年農業者等育成センター</u> 名:
農業次世代人材投資事業													
(略)													
(略)													
(略)													
(略)													
<u>農業経営・就農支援センター</u> 名:													
農業次世代人材投資事業													
(略)													
(略)													
(略)													
(略)													
<u>青年農業者等育成センター</u> 名:													
<p>第1～3 (略)</p> <p>別紙様式第 27 号 (略)</p>	<p>第1～3 (略)</p> <p>別紙様式第 27 号 (略)</p>												

別記2 農の雇用事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">農の雇用事業</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 実践研修支援の対象者等 実践研修支援の対象となる農業法人等、<u>法人等就業研修生及び派遣研修生</u>については、令和3年度までに本事業で採択され、承認された研修計画の研修期間が終了していない者であること。</p> <p>第5 推進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研修会等の開催</p> <p>(1) 研修説明会等の開催 事業実施主体は、法人等就業研修生に対し、研修説明会の開催や就業及び法人設立に関する情報提供等を<u>必要に応じて</u>行う。</p> <p>(2) 指導者養成研修の開催 事業実施主体は、法人等就業研修を実施する農業法人等の研修指導者等に対し、適切かつ効果的な研修を行う上で必要な知識を習得させるための指導能力及び雇用管理能力の向上に向けた研修を<u>必要に応じて</u>行う。</p> <p>(3) 派遣研修説明会等の開催 事業実施主体は、派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人に対し、派遣研修に関する効果的な研修手法や留意点等に関する研修説明会を<u>必要に応じて</u>行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">農の雇用事業</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 実践研修支援の対象者等 実践研修支援の対象となる農業法人等<u>及び法人等就業研修生</u>については、令和3年度までに本事業で採択され、承認された研修計画の研修期間が終了していない者であること。</p> <p>第5 推進事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 研修会等の開催</p> <p>(1) 研修説明会等の開催 事業実施主体は、法人等就業研修生に対し、研修説明会の開催や就業及び法人設立に関する情報提供等を行う。</p> <p>(2) 指導者養成研修の開催 事業実施主体は、法人等就業研修を実施する農業法人等の研修指導者等に対し、適切かつ効果的な研修を行う上で必要な知識を習得させるための指導能力及び雇用管理能力の向上に向けた研修を行う。</p> <p>(3) 派遣研修説明会等の開催 事業実施主体は、派遣元農業法人等、派遣研修生及び派遣受入法人に対し、派遣研修に関する効果的な研修手法や留意点等に関する研修説明会を行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>

改正後	改正前
<p>10 その他 事業実施主体は、新規就農者確保加速化対策実施要綱別記2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、1、3及び5から8までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第6 事業実施計画等 1～2 （略）</p> <p>3 実績報告等 事業実施主体は、農の雇用事業実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 また、事業実施主体は、研修実施状況、法人等就業研修終了後の定着状況並びに派遣研修終了後の役員等への登用状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。</p> <p>第7～8 （略）</p> <p>別表1～2、様式第1～3号 （略）</p>	<p>10 その他 事業実施主体は、新規就農者確保加速化対策実施要綱別記2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、1、3及び5から8までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第6 事業実施計画等 1～2 （略）</p> <p>3 実績報告及び決算報告等 事業実施主体は、農の雇用事業実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 また、事業実施主体は、研修実施状況、法人等就業研修終了後の定着状況並びに派遣研修終了後の役員等への登用状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。</p> <p>第7～8 （略）</p> <p>別表1～2、様式第1～3号 （略）</p>

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2636号）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第3の3、第4の1、第6の2（4）、第6の5（4）、第7、（別表）、別紙様式第23号、同24号及び同26号については、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。

3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。